

市営住宅の

入居者募集

申込書の配布は5月29日から

市は、普通市営住宅、改良住宅、県公社住宅(市管理分)などの入居者を募集します。今回の募集は計111戸です。募集住宅の概要は下表のとおりです。家は住宅の種類や世帯の収入などにより異なります。申込資格など詳細は、5月29日から配布する申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市都市整備公社募集課(市役所南館1階)0798・35・3718へ。

【申込方法】申込案内書に添付している申込書で同公社募集課へ郵送を(6月9日までの消印分有効)。申込は1世帯1通のみ(重複申込はすべて無効)入居者募集は年3回実施しています(次回は10月下旬の予定)

役所本庁舎1階総合案内所 横 各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生活

～募集団地の概要～

住宅の種類	団地名	戸数等
普通市営住宅	西宮浜4丁目▷高須町1丁目▷ルゼフィール武庫川第2五番街▷樋ノ口町2丁目▷獅子ケ口町▷岡田山▷神原▷シティハイツ西宮北口▷弓場町▷池田町▷ルネシティ西宮津門2号棟▷小松北町1丁目▷薬師町▷ルゼフィール西宮丸橋町▷両度町▷高畑町▷甲子園口6丁目▷上ヶ原四番町▷上ヶ原七番町▷東山台1丁目▷山口町▷津門綾羽町▷甲子園春風町など	計90戸 ※うちシルバー住宅…5戸 ▷車いす対応住宅…1戸 ▷高齢者世帯優先枠…9戸 ▷母子(父子)世帯優先枠…9戸 ▷障害者世帯優先枠…3戸 ▷被災者世帯優先枠…1戸 ▷多子世帯優先枠…1戸
改良住宅等	青木町住宅▷森下町26・27・28号棟▷中殿町1・5・6号棟▷中須佐町7号棟▷津田町10号棟	計16戸 ※うち高齢者世帯優先枠…2戸 ▷障害者世帯優先枠…1戸
県公社住宅(市管理分)	田近野町1・2号棟	計5戸

「地域福祉モデル事業」を募集

自主的な福祉活動などを支援します

市は、地域住民の自主的な福祉活動やまちづくり活動の推進を図るため、「地域福祉モデル事業」を募集します。対象は、市内に所在し、市内で活動している地域団

体です。福祉活動など地域づくり・まちづくりに関して、創意工夫をこらした特色ある取り組みに対して、助成します。

詳しくは、5月26日から健康福祉計画課(市役所本

庁舎7階)で配布する募集要項または市のホームページ(アドレスはページ下参照)をご覧ください。

【申込】募集要項の申込書に必要事項を書き、6月5日(7月25日(郵送の場合消印有効))に健康福祉計画課(〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798・35・3135)へ持参か郵送を

【助成額】1事業につき限度額25万円

70歳以上の高齢者を対象に 交通助成割引購入証を郵送



市は、電車・バス・タクシーの経費に充てていたらくよ、5月25日に「高齢者交通助成割引購入証」を

対象者に郵送します。問合せは長寿福祉グループ(0798・35・3150)へ。

【対象】4月1日(基準日)現在、70歳以上(昭和11年4月2日以前生まれ)で基準日までに1年以上市内に住居登録が外国人登録をしない人

原爆被爆者援護金

平成19年度から廃止になります

市はこれまで、市独自の施策として原子爆弾被爆者

に年額5000円の援護金を支給していましたが、第3次西宮市行財政改善実施計画による事業の見直しにより、平成18年度は半額の2500円を支給し、19年度以降は廃止することになりました。

昨年までに援護金を支給している人には、昨年と同じ口座に7月下旬に振り込む予定です。振込通知はしませんので、通帳の記載により確認してください。

問合せは健康福祉計画課(0798・35・3135)へ。

水道設備の無料点検を実施

高齢者世帯を対象に6月30日まで受付中

水道局は、「水道週間」(6月1日～7日)行事の一環として、6月30日まで、高齢者世帯の水道設備(給水装置)の無料点検を実施しています。水道設備の漏水の有無

の確認と蛇口(給水栓)のコマバッキンの取り替えを行います(シングルレバー栓等、水道局で対応できないものの修理については、希望者に対し、指定工事業者を紹介しますが、その

場合の費用は有料となります。申込は6月30日まで(土・日曜を除く)の午前9時から午後5時半までに、専用電話(0798・32・4000)または水道局本

善意の寄託

〔4月分〕市あて

「青い鳥」福祉基金へ高橋力雄、村上靖子、本門仏立宗院神布教区福祉の輪を拡げる会、心身道強虎、村田泰造、幸せを分つ会、秋山治信、匿名1件〓合計2

49万1855円
《社会福祉協議会あて》善意銀行へ かぶとやま 莊利用者、秋山治信、シルバーボランティアかある会 〓合計21万3680円

物品の寄付(おしめ、ふきとり布、タオル、車いす)グループつくしんぼ、匿名2件 (敬称略)

6月1日は人権擁護委員の日

啓発行事を実施します

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員制度は、国民の人権を擁護するため、昭和23年に創設された日本固有の制度です。様々な人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するための種々の啓発活動を行っています。市と神戸地方法律局西宮支局、西宮

6月1日は、人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」にちなみ、次の人権啓発行事を実施します。問合せは啓発推進課(0798・35・3320)へ。

4時(受付は3時)まで、市民相談課で「人権相談所」を開設します。夫婦・親子間の問題や近隣問題、差別など、人権にかかわる事由で悩んでいる人はご相談ください。費用は無料で、秘密は厳守します。 定例の人権相談は、毎月第1・3木曜の午後1時から4時まで、市民相談課で行っています

「水道パネル展」

「水道週間」にあわせて

同、鳴尾出張所、北部出張所へ。

【対象】65歳以上の夫婦のみの世帯、65歳以上のひとり暮らしの世帯

7月以降の申込は有料になりますのでご注意ください

6月3・4日の午前10時から午後4時まで、JR西ノ宮駅南側のフレンテ西宮玄関前広場で「水道パネル展」を開催します。水道局の財政状況、水質基準などを紹介。水道相談なども行います。問合せは水道局経営戦略グループ(0798・32・2207)へ。

「西宮市政ニュース」は、すべての世帯と事業所のポストへ、発行日前日と当日にかけて宅配でお届けしています。発行日を過ぎて届かない場合は、下記へご連絡ください。

西宮市シルバー人材センター
フリーダイヤル
☎ 0120・72・4833
受付：午前9時～午後5時半
※宅配日以外の土・日曜、祝日は休業